

仕 様 書

1 件名

佐野市消防団業務支援アプリ利用契約

2 契約期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日（36か月）

3 目的

大規模災害時において活動状況や被害状況等をリアルタイムに把握し、迅速かつ的確な情報伝達を行う必要がある。また、消防団員に係る報酬が、個人支給化されることにより、正確な活動人員の把握と活動に応じた的確な支給が求められる。

そのため、災害時における情報伝達機能や、様々な業務のペーパーレス化を図り、職員及び団員の情報共有や負担軽減を目的とする。

4 業務概要

本業務は、効率的かつ効果的に災害活動を遂行するため、消防団員の活動状況等を一括で管理できると同時に、連絡体制の整ったアプリケーションの利用を目的とするサービス提供である。

5 アプリケーション機能要件

（1）全般に係ること

ア 管理者から700ユーザー（団員）に対して専用アプリケーション介してメッセージを一斉送信でき、配信内容に対するユーザーからの回答が可能であること。

イ パソコンやスマートデバイスから使用する場合の動作環境は次のとおりとする。また、今後のOSのバージョンアップにも対応すること。

【パソコン】

OS：Windows10以降

【スマートデバイス】

OS：Android8.0以降・iOS12以降

ウ 配信方法は全ユーザー及び設定のユーザーグループ、特定のユーザー宛て選択が可能であること。

エ システム管理ユーザーを設定できること。また設定できるシステム管理ユーザー数に制限がないこと。

オ システム運用サーバーは、国内複数拠点で管理され、地震・火災・停電等の災害発生時においてもシステム停止を回避する対策がなされていること。

(2) 出動等管理機能に係ること

ア 700ユーザー（団員）が佐野市消防団事務局（以下、「事務局」という。）に対して自発的に出動実績等の報告ができる機能があること。

イ 分団長や副分団長等の管理職者が所属団員の報告内容を確認できる機能があること。

ウ 事務局が各団員から集約した内容をCSV等のデータでダウンロードできること。

(3) 配信機能に係ること

ア ユーザーをグループ化できること。

イ 配信するメッセージには、添付ファイルが送付可能であること。

ウ 日時を指定した配信予約ができること。

エ 配信したメッセージに確認したか否かの機能があること。

(4) 受信機能に係ること

ア ユーザーはスマートフォン専用アプリにて受信できること。

イ 1ユーザーが複数端末を所持している場合、各端末でアプリをダウンロードでき、同じIDでログインできること。

(5) 災害メール自動転送機能に係ること

ア 常備消防等（佐野市消防本部）から配信される災害メールをユーザー宛て（スマートフォン専用アプリ）に自動転送できること。

イ 自動転送されるメッセージは、災害メールの件名、本文を引用または、災害種別に応じて事前に定型文を設定することで配信できること。（設定数にあつては5パターン）例 建物火災・林野火災・その他等

（6）集計機能に係ること

ア ユーザーの回答状況を自動集計し、一覧で確認できること。

イ 集計状況をCSV等のデータでダウンロードできること。

（7）掲示板機能に係ること

ア ユーザー間の情報共有のための掲示板機能があること。

イ 掲示板には、災害状況の写真や防災マニュアルなどのファイルを掲示できること。

ウ 掲示板には、ユーザーからのコメント投稿機能があること。投稿にはファイルや画像を添付できること。

（8）システム管理に係ること

団員の入退団、異動等に伴うユーザー情報の修正、削除等の同様な処理が管理ユーザー側でできること。

6 役務要件

（1）事務局及び各分団・部などのユーザーグループのセットアップを行うこと。

（2）事務局及びユーザー対してシステムに関する説明及び操作研修を、初年度にあつては年1回以上、初年度以降に関しては適宜オンラインもしくは対面にて実施すること。

（3）管理者用及びユーザー用のシステム操作マニュアルを発注者の指示に従い、作成・納品すること。また、システム上でいつでも閲覧できること。

ア 問い合わせ窓口情報に関する通知書

イ 管理者用マニュアル

紙ベース：正本1部、副本2部

電子媒体（CD-ROMまたはDVD）：1部

ウ ユーザー用マニュアル

紙ベース：正本１部、副本２部

電子媒体（CD-ROMまたはDVD）：１部

エ その他発注者が指示する書類

7 保守要件

- （１）システム操作に関する専用の問い合わせ窓口を有すること。方法は電話、メール、いずれも可能であること。
- （２）システムに障害が発生した場合には、原因の特定・切り分け、対処案の策定のための速やかな情報提供を、事務局に対して行うとともに、受注者の負担で障害等の対応を行うこと。

8 その他要件

- （１）ユーザーの追加は１ユーザー単位で可能であること。
- （２）機能に関して、記載内容と異なるが同様な方法がある場合は事務局と協議の上、調整すること。

9 秘密保持及び情報セキュリティ管理

本業務において知り得た情報の取扱いに十分留意し、情報漏洩等が発生しないようにすること。

10 請求方法

- （１）初期設定費用に関しては、１回目の使用料と併せて請求すること。
- （２）受託者は各月の業務終了後、翌月の１０日までに請求書を委託者に提出するものとする。
- （３）委託者は請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。また、使用料は月払いとする。